

# 7月1日(土) 高浜芳川緑地多目的広場 オープン!

7月1日(土)の「高浜芳川緑地多目的広場」オープンにともない5月1日(月)より予約受付を開始します。

野球、サッカーといったスポーツはもちろん、地域の活動など、広く利用してください。

## ●ところ

芳川町一丁目164

## ●使用料・利用時間

使用料	利用時間
1,000円/1時間	4月～9月 午前6時～午後6時 10月～3月 午前6時～午後5時

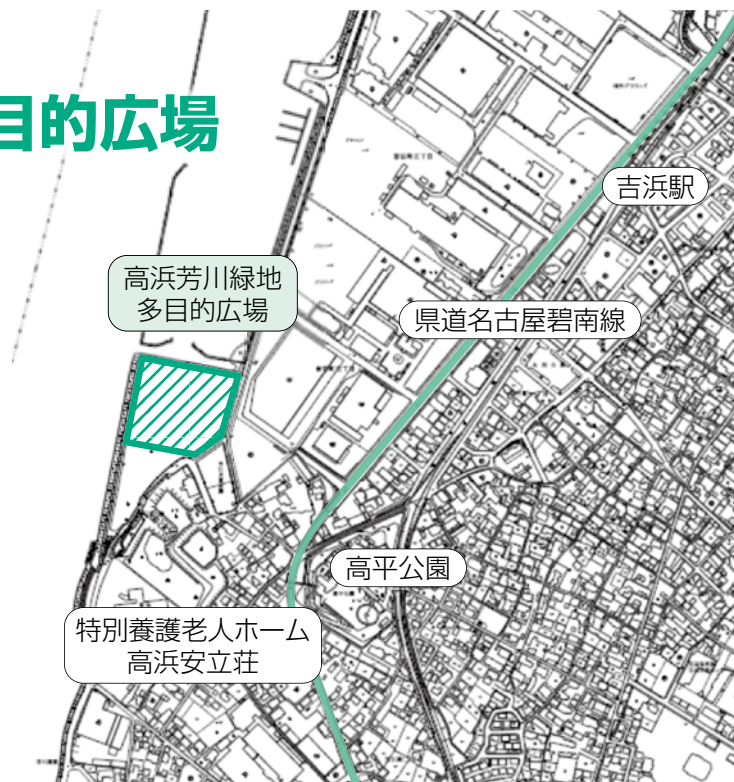
## ●申込み

2か月分の利用計画書を、利用開始月の前月(奇数月)10日までに体育センターへ提出してください。

事務局で調整を行ったのちに、利用開始月の前月22日に利用日を体育センターで発表します。

その後、利用許可申請書の提出、利用料金の支払い後に利用許可証を発行します。

予約をされた場合は、かならず利用許可証を持って、利用をお願いします。



※イメージ写真

問合せ先 ・高浜芳川緑地全般について いきいき広場内文化スポーツグループ ☎52-1111 (内線331)  
・申込みについて たかはまスポーツクラブ (体育センター内) ☎52-3415

## 違反対象物に係る公表制度が始まります ～火災予防条例が改正されました～

建物の利用者みずからが建物の防火安全に関する情報を確認し、その判断に活用できるようにするため重大な消防法令違反の情報をインターネット上に公表する制度です。

- ・公表の対象となる建物 飲食店、物品販売店、病院、社会福祉施設などの不特定多数の方が利用する建物
- ・公表の対象となる違反 建物に設置が義務づけられた消防用設備など(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備)が設置されていない場合
- ・公表する時期 立入検査で違反を確認し、立入検査の結果を通知してから14日を経過してもその違反が継続している場合に、違反が是正されるまで公表
- ・公表の方法 建物の名称、所在地、違反の内容などを衣浦東部広域連合ホームページに掲載
- ・公表を開始する時期 平成30年4月1日(日)～

※次のような場合には、事前に各消防署予防係まで相談してください。

- 1 現に使用している建物に飲食店、物品販売店舗、宿泊施設、病院、社会福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- 2 現に使用している建物の増築や改築、ほかの建物との接続などを行う場合

問合せ先 衣浦東部広域連合消防局予防課予防係 ☎63-0136